

騒音にかかる環境類型と都市計画の用途地域との対応関係及び基準

告示表現	都市計画法による用途地域	騒音に係る環境類型	基準	
			昼間	夜間
専ら住居の用に供される地域	第1種低層住居専用地域	類型A	昼間	夜間
	第2種低層住居専用地域		55dB	45dB
	第1種中高層住居専用地域			
	第2種中高層住居専用地域			
主として住居の用に供される地域	第1種住居地域	類型B	昼間	夜間
	第2種住居地域		55dB	45dB
相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域	近隣商業	類型C	昼間	夜間
	商業地域		60dB	50dB
	準工業地域			
対象外	工業専用地域	除外	除外	